

第6回 地方法人課税のあり方等に関する検討会
議事次第

平成25年 4月11日(木)
13:30～15:30
合同庁舎2号館7階 省議室

1 開会

2 議事

「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」の
ヒアリング

○日本経済団体連合会

中村 豊明 税制委員会企画部会長

阿部 泰久 経済基盤本部長

○日本商工会議所

井上 裕之 特別顧問・税制委員長

宮城 勉 常務理事

○日本労働組合総連合会

菅家 功 副事務局長

3 閉会

配布資料

(資料1)第5回検討会議事概要

第5回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年2月12日(火) 13時30分～15時
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、林委員、吉村委員、吉田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 北村総務大臣政務官挨拶
 - 3 議事
「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング
 - 4 閉会
- 5 議事の経過
 - 碓井光明明治大学大学院法務研究科教授、中里実東京大学大学院法学政治学研究科教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。

(以下、質疑及び自由討議)

(碓井教授より資料に基づく意見の発表あり)

 - 地方法人課税の決定主体に注目をしてあるべき税を考えるのは一つの視点と考えられる。狭い範囲で課税の内容を決めることとすると、法人のステークホルダーのうち特定の集団だけが声を上げて、法人課税として望ましい方向には行かないのではないかとのご指摘をされたと思う。

地方法人特別税・譲与税は地方に配られるものだが、国会が作る法律で制度が決められており、ある意味では折衷的な税制と考えられる。どう評価されるか。(吉村委員)
 - 地方税制の現状は法定外税を別とすれば私の考え方に沿っていると思う。法人課税の制限税率はある方が好ましい。

地方法人特別税を法律で決めることは問題ではないが、税制に実質的な財

政調整を取り込んでいる点に違和感を覚える。(碓井教授)

- 「均等割が最も応益的」との言葉があったが、どのようなロジックか。(林委員)
- 利益が出るか否かにかかわらず、事業活動を一定の規模でやっていれば行政サービスからの受益があるはずであり、これに応じた負担はしてもらうべきという考え方と理解。(碓井教授)
- 「応益」の対となる概念として「応能」がある。応能の場合は所得が増えれば負担が増えることになるが、均等割を応益原則に従う課税とみなす場合、租税負担は便益にかかわらず一定であるが、これは法学ではどのように整理されているのか。(林委員)
- 「応益」という言葉には2つの使い方がある。課税の根拠としての「応益課税」という使い方と、負担の程度を決めるときに能力に応じた「応能」か、受益に応じた「応益」か、という使い方。
法人については応益課税の考え方の下で、応能により負担の程度を決めるという説明になるか。(碓井教授)
- ドイツ財政学の立場からは、応益といったときの利益は、誰かに利益がわたるという功利主義的な考え方ではなく、例えば救貧活動により社会が安定することによる利益といった社会契約説的な考え方で理解するが、租税法では功利主義的な利益説に立っているのか。
法人所得に対する課税と法人の事業に対する課税のいずれも、課税主体は広域の政府の方が好ましいのか。所得に対する課税のみか。(神野会長)
- 後者の間について、いずれも広域の方が望ましい。ただ、事業税が所得課税方式ではない組立て方による場合にはより狭域の政府でも構わない。(碓井教授)
- 法人を實在説で捉えるべきか擬制説で捉えるべきかはどう議論しても整理できないが、それなりに実態があるものについてはその存在を認めるといふ議論は法律の世界でもあり得るのか。あるいは理論的に整理されないといけないのか。(小西委員)
- 法人の活動実態は否定できないので、それなりの税負担を求めることは自然だと思う。ただ、どのレベルの政府が求めるかは検討の余地がある。(碓井教授)

- 独立した制度としての財政調整と、税制に組み込まれた財政調整というお話があったが、地方法人課税の分割基準と地方消費税の清算基準はどう考えるか。(関口委員)
- 精査してみないと分からないが、地方消費税の清算基準は財政調整の趣旨はないのではないか。
地方法人課税の分割基準は建前はともかく、実質においては財政調整的発想が込められていたのではないか。(碓井教授)
- 法人に投票権がない問題は広域では緩和されるとのことのお話だったがその理由は。(辻委員)
- 法人の意思は株主である有権者の投票を通じて反映させるしかないが、広域の政府になるほど、法人と株主が同じ域内に所在している可能性が高いということ。(碓井教授)
- 「法人」は所有の主体となる「人」とみなされているが、同時に所有の対象である「物」にもなる。その法人に投票権を与えなければならないという考え方は分かりにくい。(神野会長)
- 税負担をするから投票権が必要とのことだが、外国人と外国企業についてまで考えると非常に複雑な問題となるのではないか。(林委員)

(中里教授より資料に基づく意見の発表あり)

- 地方団体間の扶助と言われるが、東京都も法人であり、何か自然人のような実体がある訳ではない。結局は地域住民間の格差を縮小するための再分配ではないかという気がする。一方で実際の政治プロセスでは地方団体が意思決定に向けた議論で政治的影響力を行行使しているのもうとも言えない面がある。
扶助という考え方を団体間の調整の中でどのように位置づければよいのか。(吉村委員)
- 団体間の扶助とはある意味で思考省略的な概念であり、比較的豊かな人の多いところから少ないところへ税収を回すというくらいの意味。都の中で行われているが、都の外に対しても行っていいのではないかということ。(中里教授)

- 極端に言えば、すべての地方税はいったん国が徴収して後で何らかの基準で地方に戻した方がよいということか。これに近いことを日本は昭和15年にやったことがある。

現行のような財政調整は地方交付税などの制度として実施するとともに、個々の地方税についても財政調整を行うべきということか。(神野会長)
- 豊かなところから貧しいところへお金を回すシステムはさまざまなものが考えられる。程度もさまざまではないか。

東京都の税収のみが突出するシステムにおいて東京都の税収のうちどの程度かを何らかの方式で地方に配るという考えであり、一つの論理ですべてを割り切ろうという発想ではない。

固定資産税は最も応益的だが、応益にしては東京都に集まり過ぎなのでその一部を他に回してはどうかということ。(中里教授)
- 「応益」「応能」といった言葉は適切に理解して使わなければならない。

税負担をするから投票権を与えるという考えはグローバル社会ではどう考えればよいか。外国人は当然税負担をするし、企業も必ずしも株主や経営者が日本人ではない場合がある。

固定資産税は東京都以外では市町村税。また税負担が大きく変動しないよう課税標準を調整しているため応益とは言いがたくなっており、本来の応益の形に戻したら東京都にもっと集中するのでは。(林委員)
- 「応益」「応能」という言葉は、政治的・スローガンの的に使われることもある用語と理解している。

外国法人や外国人に対する課税は経済的な要素も課税根拠になっているのであり、投票権の有無だけで決まるものではない。主権国家の判断であり、政策で決まるもの。

固定資産税は、道府県税である大規模償却資産に係るものを念頭に置いている。法人に対して課される償却資産に対する固定資産税は一種の法人税であると考えている。(中里教授)
- 東京都は、ここ数年は道府県分だけだと交付団体であり、23区と合算されるために不交付団体になっているのが実態。法人課税について偏在を是正していく大義名分をどこに求めるのか。

固定資産税も、都内の市区町村の分をすべて東京都が徴収しているのではなく、23区の分のみ。地方法人特別税のようなメカニズムを入れるときには全市区町村分についてか、23区分のみについてか。また、土地、家屋、償却資産をすべて対象とするのか、償却資産のみか。(辻委員)

- 交付団体、不交付団体といっても程度問題。それなりにうまく機能している地方法人特別税制度を、応益や地方分権といったスローガンだけでつぶす必要はない。
固定資産税の対象地域、対象資産をどうするかはいろいろなやり方が考えられ、どれをとるかは政治的意思決定の問題。(中里教授)

- 日本国がバラバラの独立国になって独自に通貨発行するようになった場合を考えると、東京の通貨価値は今の円よりも上がる。日本国の中に東京都がいるから東京都の GDP を維持できていることが、東京都の税収を再配分することを説明する根拠にならないか。(小西委員)

- 後背地があるから東京都も光っているという面はあり、豊かな地域と豊かでない地域の関係は一方通行ではない。経済理論による説明も、どれが採用されるかは理論ではなく政治的に決まる話。
日本国憲法の地方自治の本旨の規定は課税について特に何も書いていない。何を理想とするかは人による。法律家は、特定の理念とともに行き着くところまで行くという発想を必ずしも持っていないように思う。(中里教授)

以上

地方法人課税のあり方 概要

2013年4月11日
一般社団法人 日本経済団体連合会
税制委員会企画部会

I. はじめに

- わが国が直面する「6重苦」のうち、円高、経済連携協定の遅れ、環境規制については改善の動き。しかしながら、国際的に見て重い法人の税負担は、依然として解消の道筋が示されていない。企業の成長なくして雇用や消費の増加なし。税制改正は国の成長戦略を実現する手段。国・地方を通じた法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げるべく、早期に道筋をつけるべき
- 地方法人課税は、現状、地方税全体における比率が過度に高く、地方自治体ごとの偏在も大きく、また、税制改革を通じた成長の実現といった視点、努力に欠ける。とりわけ地方法人所得課税は、行政サービスとの関連性が不明確であり、景気により税収が大きく変動し、偏在性も高く、地方税の基幹的税目とするには不適當。地方税の枠組みの中でいかなる改変を加えても地方自治体の安定財源とはなりえない
- 地方法人課税は、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、負担軽減へとつなげていく必要。地方法人所得課税の国税化を図った上で、地方交付税、地方譲与税等もあわせて一般財源を保障する仕組みを構築すべき。あわせて、事務負担が過大となっている地方税の申告・納付についても早急な改善が必要。平成26年度税制改正はこうした地方法人課税改革の第一歩
- なお、法人事業税に係る三業種(電力、ガス、保険)の課税ベースについては、それぞれの業種の実態に照らした検討、対応を行う必要

II. 地方法人課税に係る当面の課題

1. 地方法人課税の負担軽減

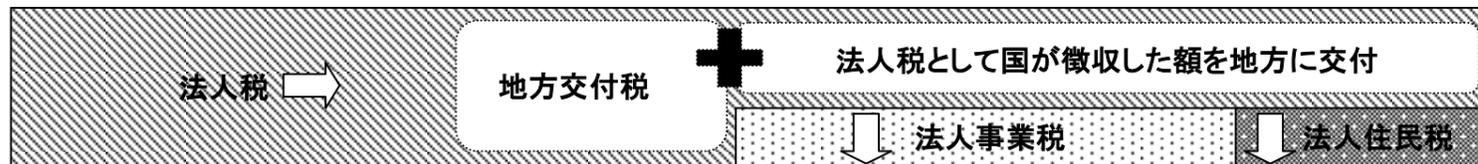
(1) 地方法人特別税の廃止および地方法人所得課税の国税化

- 消費税法改正法が成立したことで、今後、地域による偏在性の少ない地方消費税が拡充され、また、国税の消費税に係る地方交付税も増加。地方法人特別税の創設時において想定していた「税制の抜本的な改革」は、今回の改革において実現
- 地方法人特別税については、遅くとも消費税率の10%への引き上げ時まで確実に廃止すべく、平成26年度税制改正で成案。制度の創設経緯からして、本来であれば単純廃止が当然
- 万が一、単純廃止が困難である場合は、地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の全部又は一部、とりわけ所得に対する課税部分を国税の法人税に統合した上で、国家の成長戦略として国際的な水準へと段階的に縮減することも1つの選択肢

【現行】



【改革後(イメージ)】 ~地方法人所得課税の全部又は一部の国税の法人税への統合~



段階的に縮減

- 法人事業税に係る外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべき

(2) 償却資産に係る固定資産税

- 償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税であり、政府が進める投資促進政策に逆行。速やかに廃止・縮減すべきであり、少なくとも残存価額の廃止など、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべき。耐用年数の短い動産については対象から除外。

(3) 事業所税

- 事業所税は、従業者割は法人事業税付加価値割と同様、給与課税となっており、雇用の促進に逆行。また、資産割は固定資産税および都市計画税との二重課税。他の税目と整理・統合するなどした上で、速やかに廃止

(4) 土地税制

- 土地の有効利用、流動化を促すため、土地に係る固定資産税、不動産取得税を軽減。特別土地保有税については廃止

2. 地方法人課税の簡素化

- 税制の簡素化の観点から、地方法人課税の負担軽減とあわせ、速やかに以下の見直し

- ① 計算の簡素化(とりわけ法人事業税付加価値割、事業所税におけるみなし共同事業の判定)および申告書類の削減
- ② 申告の電子化の徹底(全地方自治体の eL-Tax への加入)、フォーマットの統一、自治体ごとの税率の一覧性向上 等

- 番号制度の稼働とあわせ、本店が所在する都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステム等についても導入を検討

- これら地方法人課税の簡素化に向けた改革を具体的に進めるため、例えば総務省、地方自治体、企業関係者等からなるワーキング・グループを設置し、その成果を平成26年度以降の税制改正に反映

地方法人課税のあり方

2013年4月11日

一般社団法人 日本経済団体連合会

税制委員会企画部会

I. はじめに

わが国は、リーマン・ショック以降の景気停滞に加え、いわゆる「6重苦」に直面し、産業の立地競争力は低下の一途をたどってきたが、行き過ぎた円高、経済連携協定の遅れ、過度な環境規制といった問題については、安倍政権において漸く改善の動きが現れている。この機会に、さらに民間投資を喚起する成長戦略を確実に実現していくことが急務である。

しかしながら、国際的に見て重い法人の税負担は、今回の税制抜本改革を通じても依然として解消の道筋が示されていない。消費税率10%への引き上げを見据えつつ、再度、国・地方を通じた法人課税の改革について具体的な展望を開くべきである。

わが国の立地競争力を強化し、内外の企業による投資を促進し、国内における雇用を維持・拡大させるためには、わが国の法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げることが不可欠である。経済活動の主体は国民と企業であり、雇用の主体は企業である。企業の成長なくして雇用の増加はなく、消費の拡大も実現しない。現在、政府においては、法人実効税率は、復興特別法人税が終了する平成27年度以降の検討課題に留まっているが、わが国の厳しい事業環境を踏まえれば、遅きに失すると言わざるを得ない。税制改正は国家の成長戦略を実現する手段である。「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指し、国・地方を通じた法人実効税率のさらなる引き下げに向け、早期に道筋をつけるべきである。

地方法人課税については、現状、地方税全体における比率が過度に高く、地方自治体ごとの偏在も大きく、また、税制改革を通じた成長の実現といった視点、努力に欠けるという問題を抱えている。

とりわけ、法人所得課税は、人為的な分割基準により配分せざるを得ないことからわかるように、法人の所得と地方自治体の行政サービスとの関連性が不明確である。また、景気により税収が大きく変動するとともに、税源の偏在が著しい。法人所得課税は、そもそも地方税の基幹的税目とするには不適當であり、地方税の枠組みの中でいかなる改変を加えても、個々の地方自治体の安

定財源とはなりえない。

かかる観点から、地方法人課税については、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含め、そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要がある。わが国は今や成熟社会を迎え、経済構造は大きく変化している。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変わることはない。したがって、自治体が自ら徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を賄うという現状は見直さなければならない。地方法人所得課税の国税化を図った上で、その配分において地方交付税、地方譲与税等もあわせ一般財源を保障する仕組みを構築すべきである。これとともに、事務負担が過大となっている地方税の申告・納付についても、早急に改善を図ることが求められる。平成 26 年度税制改正は、こうした地方法人課税改革の第一歩と位置付けるべきである。

なお、地方法人課税の適正化の議論として、法人事業税に係るいわゆる三業種（電力供給業、ガス供給業、保険業）の課税ベースの問題があるが、それぞれの業種の実態に照らした検討、対応を行う必要がある。

Ⅱ. 地方法人課税に係る当面の課題

1. 地方法人課税の負担軽減

(1) 地方法人特別税の廃止および地方法人所得課税の国税化

地方法人課税の改革に際しては、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として平成 20 年度税制改正で創設された地方法人特別税の問題を解決しなければならない。

消費税法改正法が成立したことで、今後、地域による偏在性の少ない地方消費税が拡充され（消費税率換算で 1%→2.2%、約 3.2 兆円）、また、国税の消費税に係る地方交付税も増加することになる（1.18%→1.52%、約 0.9 兆円）。平成 20 年度税制改正において想定していた「税制の抜本的な改革」は、今回の改革において実現しつつあると言ってよい。地方法人特別税については、遅くとも消費税率の 10%への引き上げ時まで確実に廃止すべく、平成 26 年度税制改正で成案を得る必要がある。

なお、地方法人特別税は、その創設の経緯からして、単純廃止が当然である。ただし、万が一、単純廃止が困難である場合は、地方法人特別税、法人事業税及び法人住民税の全部又は一部、とりわけ所得に対する課税部分を国税の法人税に統合し、国家の成長戦略として国際的な水準へと段階的に縮減することも 1 つの選択肢であると考えられる。

もともと企業の活動は、その従業員の生活を含め、特定の地域の中で完結することは稀であり、地方法人所得課税は、各自治体固有のものではなく、自治体共有の財源と捉えるべきである。その意味では、国が一括して徴収し、その配分において、地方交付税の不交付団体に対する一定の配慮を行いつつ、各自治体の産業誘致など独自の努力の成果が反映される仕組みを構築することは、十分あり得ると考えられる。また、これらの改革は、地方における財源の偏在是正にも資するものである。

さらに、今後、経済変動や、競争力強化等の成長戦略の視点による改革に的確かつ機動的に対応するためには、法人の所得に対する課税については、基本的に国が一元的に管理することが望ましいということも、理由として挙げられる。

なお、地方法人特別税に替えて、法人事業税における外形標準課税を拡充すべきとの意見もあるが、問題と言わざるを得ない。もとより企業は、法人住民税均等割のほか固定資産税・都市計画税、事業所税など、所得の有無に係らず、所在地域に密着した地方税を負担している。また、外形標準課税の内容を見ても、付加価値割は支払い賃金に対する課税に他ならず、成長戦略の一環として賃金増加を求める政策と背反する。また、資本金等の額に課税を行なう資本割は、企業の自己資本の充実、分社化等の企業組織の再編、設備投資の拡大など、企業の競争力強化に向けた取り組みを阻害している。現在、資本金1億円超の法人に課されている外形標準課税の対象を資本金1億円以下の法人にまで拡大するならば、依然、欠損法人が大半を占める中小企業の経営を大きく圧迫することとなり、地域経済全般にマイナスとなる。外形標準課税の拡大については、極めて慎重に検討すべきである。

(2) 償却資産に係る固定資産税

償却資産に係る固定資産税は国際的に稀な課税である。政府が進める投資促進政策に逆行しており、企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害している。また、特定の設備型産業に負担が偏重しているため、課税の公平性の観点からも問題が大きい。

償却資産税は速やかに廃止・縮減すべきであり、少なくとも残存価額の廃止など、法人税の課税所得の計算方法との整合性を図るべきである。また、耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。

(3) 事業所税

事業所税は、従業者割は法人事業税付加価値割と同様、給与課税となっており、雇用の促進に逆行している。また、資産割は固定資産税および都市計画税との二重課税である。他の税目と整理・統合するなどした上で、速やかに廃止すべきである。

(4) 土地税制（固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税）

土地の有効利用、流動化を促すため、土地に係る固定資産税、不動産取得税を軽減すべきである。現在停止中の特別土地保有税については、廃止すべきである。

2. 地方法人課税の簡素化

地方法人課税は、税目やその課税ベースが多様である上に、申告書類が多く、計算が複雑であり、また、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納付を要することから、法人、特に全国に展開している法人にとっては、納税に係る事務負担が大きい。税制の簡素化の観点から、地方法人課税の負担軽減とあわせ、速やかに以下の見直しを行うべきである。

- ①計算の簡素化（とりわけ法人事業税付加価値割、事業所税におけるみなし共同事業の判定）および申告書類の削減
- ②申告の電子化の徹底（全地方自治体の eL-Tax への加入）、フォーマットの統一、自治体ごとの税率の一覧性向上 等

また、番号制度の稼働とあわせ、本店が所在する都道府県等への地方税の一括納付を可能とするシステム等についても、導入を検討すべきである。

これら地方法人課税の簡素化に向けた改革を具体的に進めるため、例えば総務省、地方自治体、企業関係者等からなるワーキング・グループを設置し、その成果を平成 26 年度以降の税制改正に反映させるべきである。

以 上

商工会議所の役割および組織等について

平成25年4月11日

○ 商工会議所の役割

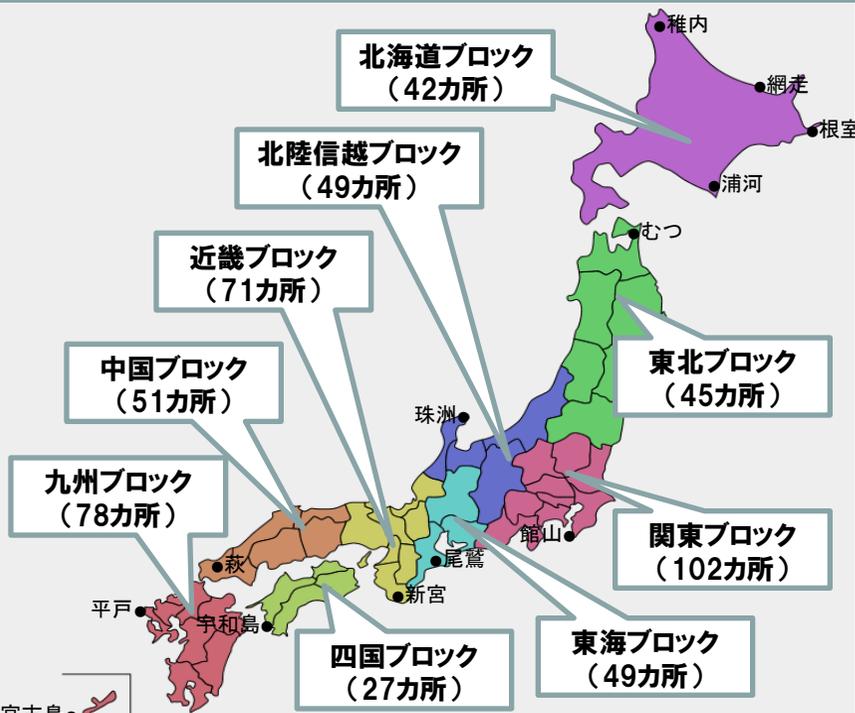
<各地商工会議所の役割>

地域の総合経済団体として、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する。

<日本商工会議所の役割>

全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によって、商工会議所の健全な発達を図り、わが国商工業の振興に寄与する。

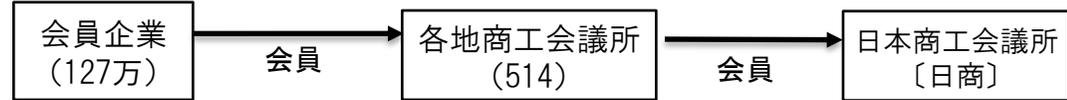
○ 商工会議所地区(514商工会議所)



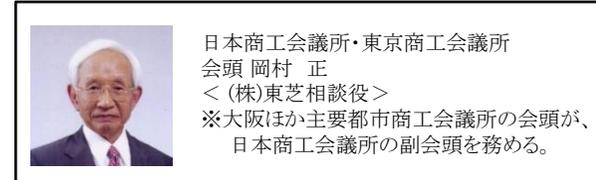
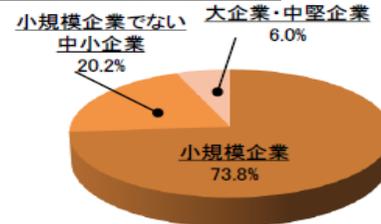
※全国の都市部に商工会議所が設置されている。

○ 商工会議所の組織構成

※127万事業所を有する会員組織である一方、地域経済全体の活性化も支援



<会員企業の内訳>



- 地区内商工業者の30.2%が加入
- 会員の94.0%が、中小・小規模企業者

<会員企業の業種別構成>



○ 商工会議所の主なミッション

(1) 政策提言 一商工業者の意見を集約して政府や自治体に対し意見具申一

- 会員訪問や各種会議開催を通じた会員企業との積極的なコミュニケーション
- 経済政策や復興対策、社会保障制度、税制、経済連携、教育、環境などの重要政策課題から、中小企業に対する個別施策まで、幅広いテーマについて意見具申

(2) 中小企業の活力強化 一元気な中小企業を増やし育てる経営支援一

- 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- 創業・経営革新への挑戦支援
- 中小企業の国際化支援
- 検定事業を実施し、時代に対応した産業人材を育成

(3) 地域経済の活性化 一行政や市民との連携を通じた「地域を守る」活動一

- 「まちづくり3法」を活用した中心市街地の活性化支援
- 地域資源を活用した産業振興、地域ブランド力の育成強化、観光振興
- 地域コミュニティの維持、社会福祉の増進

商工会議所の事業や活動等について

○ 重要政策課題への対応

東日本大震災からの復興と福島の再生、エネルギー・環境、社会保障、税制、TPP等、重要政策課題に対して、一步先んじた政策提言を実施。24年度は20本を提言を取りまとめるとともに、その実現に尽力。



安倍晋三内閣総理大臣に要望の実現を求める岡村会頭(24年12月)



根本匠復興大臣に被災地の復興に向けた万全な支援を要望(25年3月)

○ 中小企業の国際展開やIT化を支援

会頭ミッションを派遣し、現地のビジネス環境の整備を促進。また、19の二国間・多国間経済委員会等を設置し、中小企業の国際展開を支援。中小企業が生み出す付加価値を高め、国際競争力を向上させるため、企業経営の現場におけるITの活用を促進。



訪ミャンマー・ベトナム経済ミッションでは、ベトナム・ミャンマー両国の政財界トップらと懇談(24年9月)



タブレット端末やFacebookの活用セミナーを開催して、企業経営のIT化を支援。(秋田市)

○ 中小・小規模企業の経営を全面的にサポート

各地商工会議所に約3,500人の経営指導員を配置。小規模企業の経営に必要な金融、税務、労働、取引、経理、その他あらゆる分野にわたってきめ細かく相談に応じ、指導を行っている。相談件数は年間約175万件(23年度実績)に及ぶ。

○ 活力あふれる地域社会創造への取り組みを支援

まちづくりや観光振興、地域資源の活用による新商品開発・販路開拓等により、それぞれの地域が持つ潜在的な力を発揮する取り組みを支援。



観光に対する意識改革と観光振興の促進を目的に全国商工会議所観光振興大会を実施(高知市)

○ 全国の商工会議所ネットワークを活用した復旧・復興支援

生産機械等を流失・損壊した企業を支援するため、全国の事業者から提供された遊休機械等と被災企業の要望とのマッチングを図る「遊休機械無償マッチング支援プロジェクト」を実施。これまでに185企業に1,890件の機械を提供。発災から3年目に入り、被災地の中小企業の販路拡大を支援するため、仙台商工会議所内に専従の支援コーディネーター3名を配置。



商工会議所のネットワークを活かして、被災地事業者にも全国の遊休機械を提供(宮古市)

犠牲者の鎮魂と東北の元気を発信するために、東北の六大祭りが団結した「東北六魂祭」を開催。第1回は約37万人、第2回は約25万人が参加。25年度は、6月に福島市で開催予定。

地域活性化に資する地方税改革を

平成25年4月
日本商工会議所



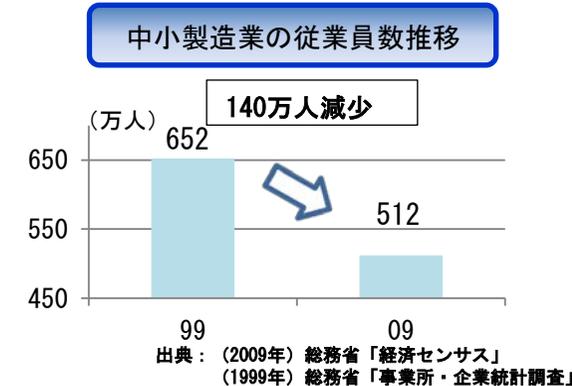
■基本的な考え方

○地域経済の活性化に向けて、企業（中小・小規模企業）の生産や投資が地域の消費につながり、それが新たな投資に結び付く「好循環」の確立が必要。

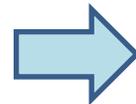
地域経済が直面している課題

- ▶企業数の減少（全国で約60万者減）
- ▶雇用機会の減少（中小製造業で約140万人減）

※この10年間の推移



人口の減少や地域間競争格差により地域の疲弊が加速

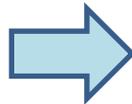


その疲弊がさらに企業活動の停滞を招く

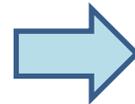


地域活性化の好循環の確立の鍵は「企業」

中小企業等の生産や投資の拡大



地域の消費拡大



新たな投資や雇用を通じた労働分配に結び付く



中小企業の仕事と投資を増やし、成長を促進するための
基盤整備が必要！

■中小企業の成長促進のための基盤整備を

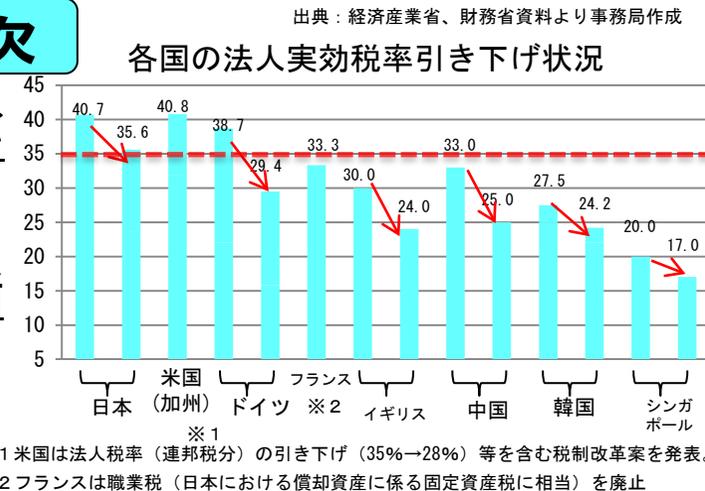
○社会保険料負担の増加や、国際的に高い法人の税負担、電力料金の上昇など、企業は「負担の時代」に突入。海外との競争が激化する中で、競争国に劣後する法人税率の引き下げは急務。

企業活性化のためには、法人実効税率の引き下げが不可欠

- 近年、主要国においては法人実効税率の引き下げが行われており、わが国の立地競争力強化の観点から、地方法人二税を含めた法人実効税率はアジア諸国並みの20%台へ引き下げるべき

地域経済の成長と地域の雇用の担い手は中小企業

- 企業数の99.7%（420万社）、雇用の7割（2,800万人）、地方法人二税の3割、地方消費税の5割強を担う中小企業は、地域における雇用の最大の受け皿であるとともに、投資や消費を通じて地域経済の下支えに多大な貢献
- 中小企業の労働分配率は8割を超え、収益の多くを従業員給与として還元している。それが所得課税として地方の税収に大きく寄与



■地方の「自主・自立」に向けた地方分権改革の推進

○将来的な道州制の導入を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる地方分権改革の推進と、それを支える安定的な地方行財政基盤の確立が必要。

地方分権改革の推進

- 徹底的な行財政改革の実施（社会保障制度の重点化・効率化、規制改革等）
- 税財源移譲：国と地方の役割分担の明確化、思い切った権限と税財源の移譲
- 交付税改革：地域活性化に向けた取り組みなど歳入増加や、地方の行革努力が反映される形で、財政調整機能に特化する
- 社会保障・税一体改革：消費税引き上げに伴い、社会保障制度を支える地方の安定財源を確保すべき
- 地方分権や行革を推進するためには、住民による地方行政へのチェック機能の強化が不可欠。現在の地方法人二税に依存している状態では、地域住民の受益と負担に関する意識が希薄化しやすく、地方分権改革は進みづらい。

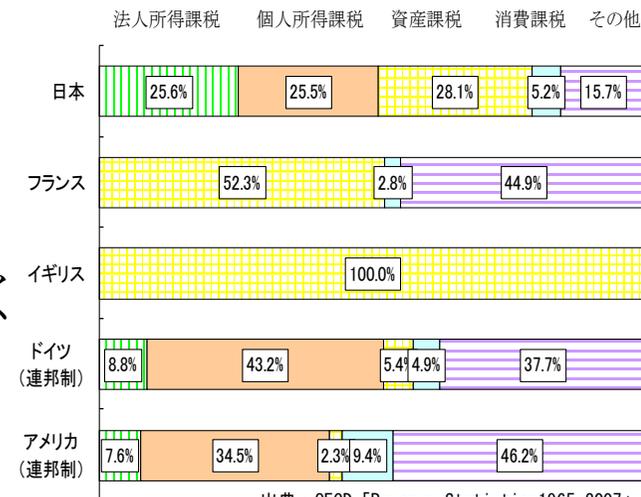
■地方法人特別税の廃止および地方法人課税の抜本的な見直し

- 地方法人二税を含む法人実効税率はアジア諸国並み20%台への引き下げが急務。
地方法人二税は国税化し、代替財源は交付税の見直しや地方税で検討すべき
- まずは、暫定措置である地方法人特別税は廃止し、法人実効税率を引き下げるべき。

地方法人課税見直しの方向性

- 法人税の国税分は4.5%引き下げが実現しており、
今後は、地方法人二税の引き下げが必要
- 地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、
地方法人二税に過度に依存する状況は是正すべき
- 法人税は、成長戦略とあわせて国として引き下げていくべきであり、
地方法人二税は、国に税源移譲すべき
- 地方法人二税の国税化の代替財源については、将来の道州制を見据えて、
交付税の見直し（地方への配分の見直し）や地方税（個人住民税、地方消費税等）等を検討すべき
- 上記の観点から、暫定措置である地方法人特別税および地方法人譲与税は、廃止すべき

地方の税収構成の国際比較



出典：OECD「Revenue Statistics1965-2007」

※地方税で法人課税の割合が高い国は少ない

■地域活性化を阻害する地方法人課税の見直し

償却資産に係る固定資産税の廃止

- ▶償却資産に係る固定資産税は、企業の「前向きな設備投資」を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、早急に廃止すべき

事業所税の廃止

- ▶事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」「従業員給与」となっていることから、「前向きな設備投資」や、「賃金引き上げ」など、企業活動の拡大に抑制的であり、中小企業の成長を阻害していることから、早急に廃止すべき

外形標準課税の廃止

- ▶外形標準課税は、企業に固定的な負担を強いることから産業空洞化を招くとともに、「従業員給与」に課税することから雇用の維持を困難にし、「賃金引き上げ」を抑制している。企業の競争力強化や地域活性化を阻害しているため、早急に廃止すべきである。まして、消費税引き上げが予定される中、中小企業にまで拡大するようなことは絶対にあってはならない

法人への安易な独自課税・超過課税は行うべきではない

- ▶新たな地方税負担を求める場合、まず、行政において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、理解を得ることは当然の責務である。安易に法人にのみ課税を行うべきではない

■地方税における納税事務負担の軽減策の具体例

法人に係る地方税の申告事務の負担軽減

- 国税と地方税で異なる少額減価償却資産の対象資産を統一すべき
- eLTAXの導入自治体の一層の拡大と、利用促進のためのインセンティブの導入（税額控除制度等）
- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- 地方法人課税の計算・申告の簡素化の推進（事業所税のみなし共同事業の判定、法人事業税付加価値割の計算等）

番号制導入による事務負担軽減

- 番号制度の稼働にあわせ、一括納付手続きの実現等、事業者の納税事務負担の軽減を推進

個人住民税の事務負担軽減

- 個人住民税現年化に伴う企業の納税事務負担増加には反対
- 地方自治体毎に異なる書式の様式の統一、納付先の一元化

「地方分権にふさわしい地方税財政改革」 をめざして

第6回「地方法人課税のあり方等に関する検討会」ヒアリング

2013年4月11日



日本労働組合総連合会(連合)

～目次～

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン
2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革
3. 法人所得課税の改革

「働くことを軸とする安心社会」の実現

○「働くことを軸とする安心社会」は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型の社会。

- ①みんなが働き・つながり・支え合う、②ディーセント・ワークの実現、③雇用機会の創出、④希望につながり・切れ目のない安心

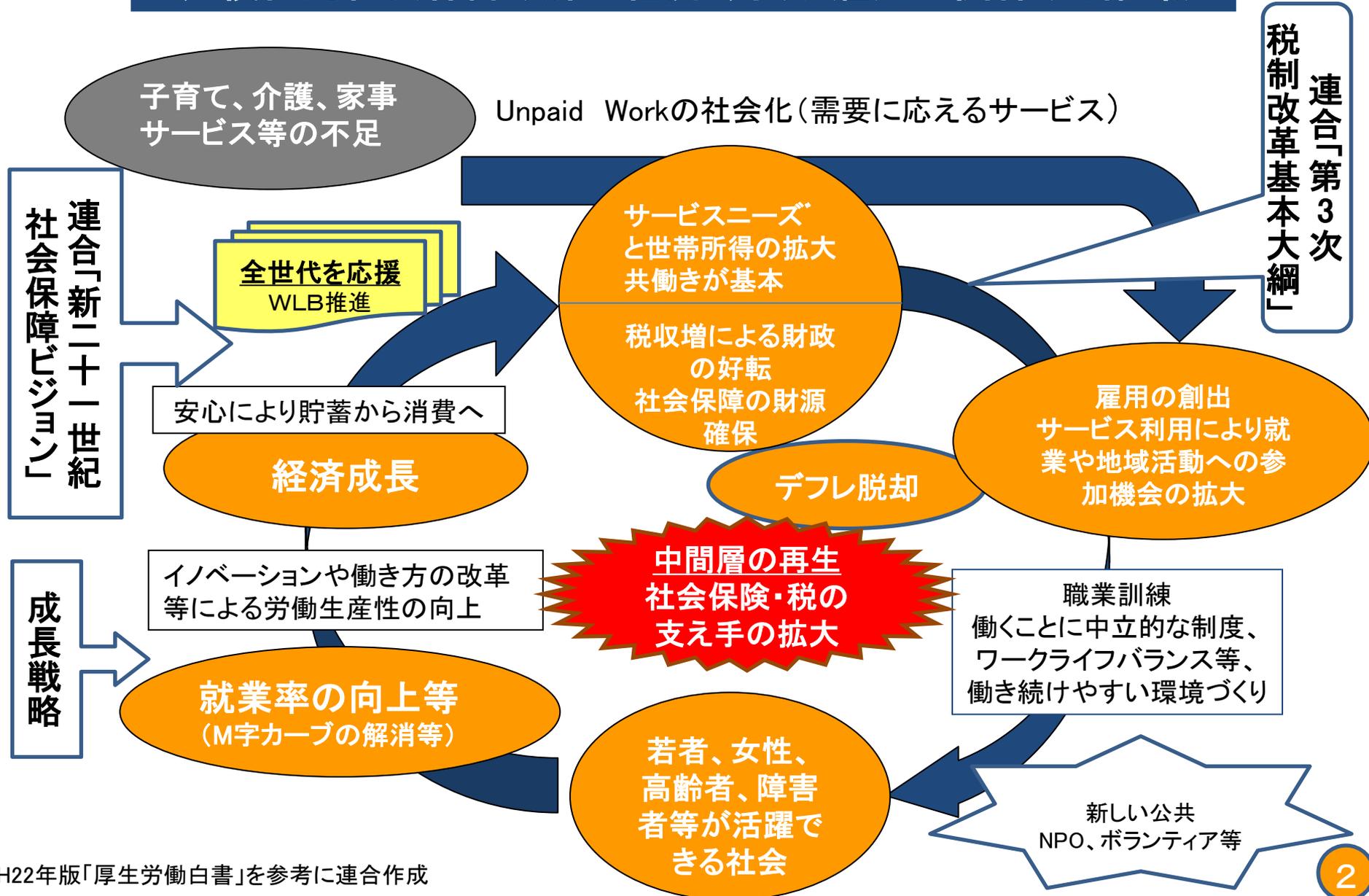


安心社会を支える社会保障と税制の一体改革

- 積極的雇用政策と社会保障政策との連携で、全世代を支援する積極的社会保障政策に転換する
- 税の再分配機能の強化と財源調達能力の回復を同時に実現し、積極的社会保障政策と成長戦略等に集中投入

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 積極的社会保障政策と経済・財政・雇用の関係(好循環)



1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

いまの問題点

税財政を通じた
所得再分配機能の低下

負担と給付の不均衡

変化に対応できない
硬直的な財政

第3次税制改革基本大綱の基本スタンス

税の財源調達能力の回復と再分配機能の強化を同時に実現する税制改正をはかり、その財源を新成長戦略に資する経済政策や積極的社会保障政策等に集中的に投入する。

改革の理念とポイント

公平

連帯

納得

- ①消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする。
- ②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化をはかる。
- ③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する。
- ④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する。

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える社会保障と税制改革のビジョン

◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」具体的な提言

○「公平」「連帯」「納得」という改革の理念に基づいた具体的な提言は以下のとおりである。

1. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

・情報公開と租税教育の強化 ・「納税者権利憲章(仮称)」の制定 ・申告納税選択制の導入 ・マイナンバーの導入 など

2. 所得税の再構築

・課税最低限の引き上げ ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除) ・税率構造の見直し ・金融所得課税の強化
・人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ) ・給与所得控除の見直し(特定支出控除の範囲拡大など)

3. 資産課税(相続税・贈与税等)の強化

・バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する

4. 消費税の社会保障安定財源化

・制度的欠陥の是正(インボイス方式導入、簡易課税制度、免税点の廃止等)
・消費税の社会保障財源化。消費税の引き上げは、将来に向けた社会保障制度の維持・強化のために全額充当
・消費税の逆進性緩和策(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付「消費税税額控除」)

5. 地方税財政の改革

・地域による偏りが少なく安定的な地方税体系(社会保障給付の機能強化に対応した地方消費税の段階的引き上げ等)
・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持 ・国庫補助負担金の改革

6. 法人所得課税の改革

・原則、全ての雇用者に社会保険を適用 ・原則、全ての法人に法人事業税の外形標準課税を適用 ・租税特別措置の見直し
・税法における中小企業の定義見直し ・中小法人等の軽減税率引き下げ(基本税率の1/2水準) ・雇用促進税制等の活用

7. その他の提言内容

・自動車関係諸税の軽減・簡素化等 ・地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化 ・「新しい公共」を支える税制 など

2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政改革

<1> 基本的な考え方

- 行政サービスの約6割は地方自治体が担っているが、その財政基盤は脆弱である。
- 地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要がある。



<2> 具体的な提言

① 地方税制改革

- 地方への新たな税財源分配を行い、地方税財政の充実をはかる。公共サービスに対する応益性の観点を重視するとともに、地域間の偏在性が相対的に小さく、税収が安定的な地方税体系をめざし、法人住民税(法人税割)と消費税の税源交換を検討する。
- 国庫補助負担金を見直し、地方財源とすることも検討する。
- 国と地方の役割分担、社会保障制度改革、税財政改革の進捗状況等を踏まえ、将来的には、50対50の税源分配をめざす。

② 地方交付税の改革

- 地方税改革により、地域間財政力格差はある程度縮小すると思われるが、引き続き、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するための財源保障が不可欠である。両機能を兼ね備えた地方交付税の仕組みと現行の交付税水準を維持する。
- 消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、新たに相続税を加える。中期的には所得税の再構築や自然増収等を中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てる。
- 消費税(国税)のうち、地方交付税財源に充当されている部分(1.2%程度)を地方消費税に移譲し、消費税(国税)と地方消費税の分配を明確化する。

③ 国庫補助負担金の改革

- 公共事業等に係わるひも付き補助金について、一括交付金化をはかる。地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、仕組み等必要な見直しを行う。なお、社会保障や義務教育に係る国庫補助負担金は、一括交付金化の対象としない。

3. 法人所得課税の改革

<1> 基本的な考え方

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民負担を求めるなか、企業にも社会的責任に見合った負担が求められる。
- 原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用することなどの改革が必要である。

現状の問題点

- 赤字法人が恒常的に6割を超え、法人課税の負担に偏りがある
- 景気による振れが大きい
- 租特の政策効果の検証が不十分

法人所得課税の改革

改革のめざすもの

- 企業の社会的責任に見合った負担
- 中小企業やディーセントワークを支援

<2> 具体的な提言

① 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料を負担する

- 企業の税・社会保険料負担は、GDPの8.4%程度である(資料2)。社会保険料負担を中心にGDP比1割程度に段階的に引き上げる。
- 多くの企業が公共サービスの恩恵を受けて経済活動を行っており、それに見合った負担をする必要がある。特に、法人事業税は、こうした法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税されている税金であるため、原則すべての企業に外形標準課税を適用(1社平均数万円程度の増税を想定)すべきである。なお、中小企業においては賃金抑制につながる恐れがあるため、中小企業の雇用安定控除の比率を引き上げる。
- 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限する。控除期間を15年程度に延長する。

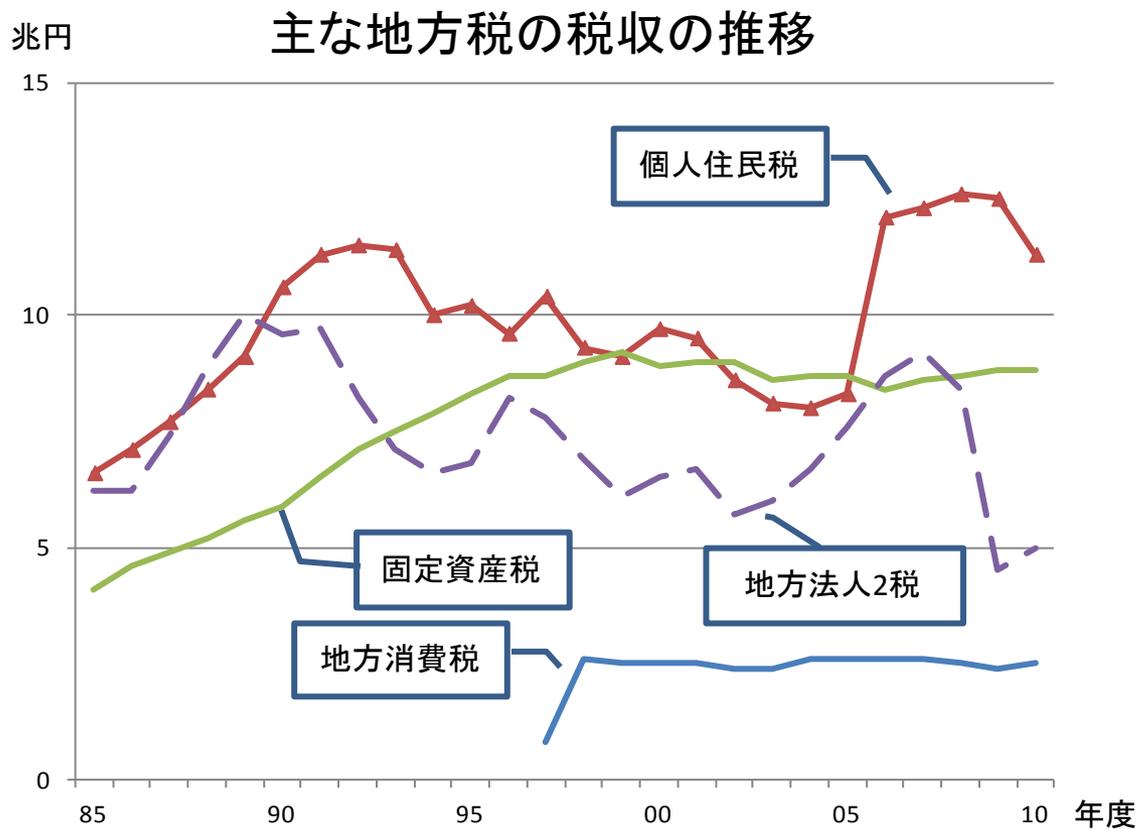
② 中小企業やディーセントワークを支援する改革を行う

- 中小企業の範囲(現行法では資本金1億円以下)について、中小企業基本法の定義を考慮し拡大する。
- 中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
- 雇用促進税制について政策効果を検証し、より効果的な見直しとなるように必要に応じて見直す。また、大企業の一人あたり教育訓練費(年間)は、2,259円であるのに対し、100~299人規模企業では991円、30~99人規模企業では668円となっている。中小企業の「人に対する投資」を支援するための支援策を拡充する。
- 法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用する企業に対して法人事業税を減税する。

③ 安定的な地方税体系の実現に向けた法人所得課税の改革を行う

- 法人税額に連動して課税されている法人住民税(法人税割)と消費税の税源交換を検討する。
- 地方法人特別税は廃止し、2008年度以前の法人事業税に戻す。
- 法人課税について、法人所得に対する課税としての法人税、地域社会の会費分担としての法人住民税、地域公共サービスに対する応益負担としての法人事業税を基本に再編成する(資料3)。

<以下、資料編>



出所:総務省資料(各年度の税収額)より作成

国と地方の社会保障関係費 (2010年度)

社会保障の維持・強化には、
国と地方ともに税財源が必要

年金、
医療、介護
子育て等
16.8兆円

地方の負担分

年金、
医療、介護
子育て等
27.6兆円

国の負担分

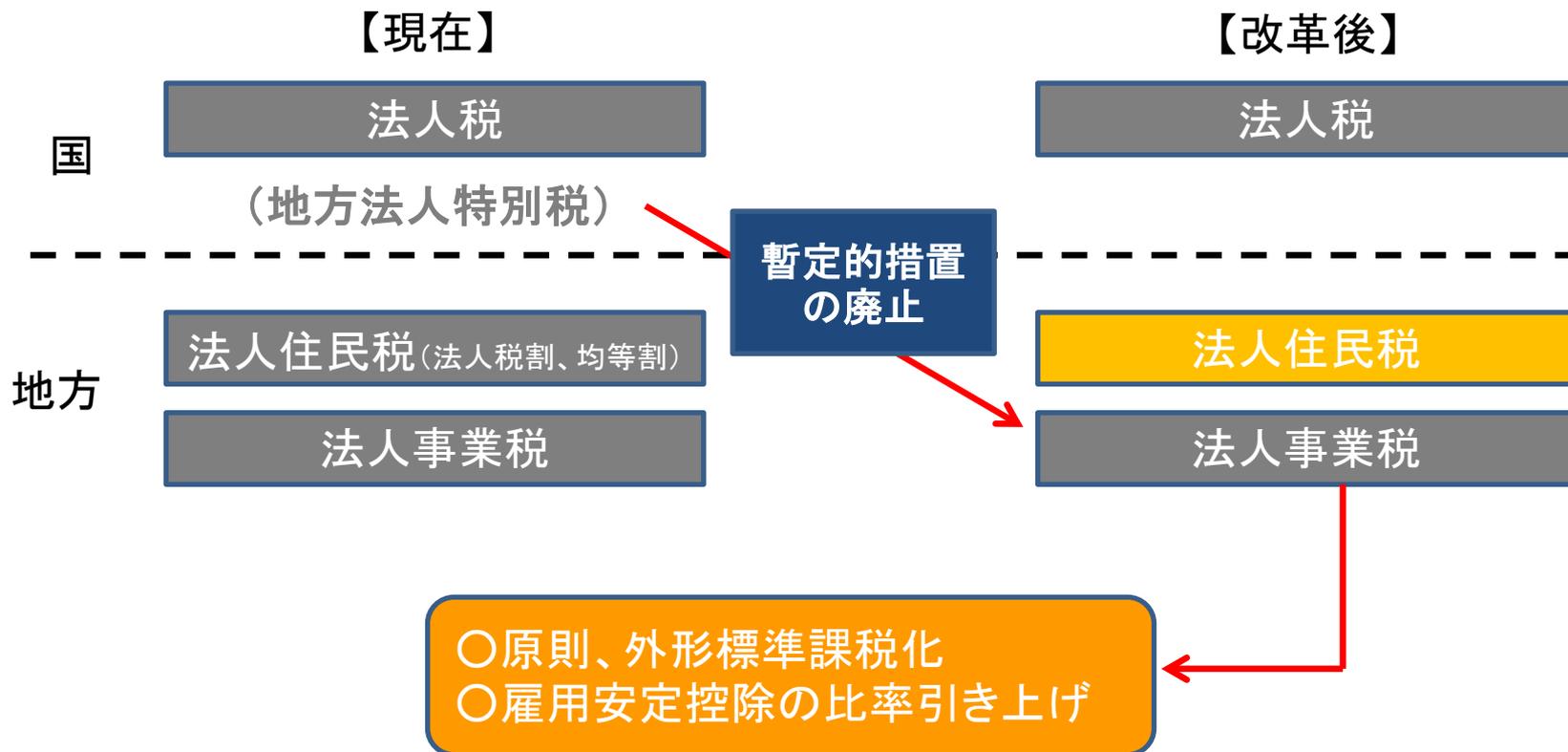
GDP比でみた税・社会保険料負担の国際比較

(5年平均: 2003~2007年)

	米国	英国	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
個人所得課税	9.7%	10.3%	8.5%	7.6%	15.4%	5.0%
法人課税	2.9%	3.2%	1.8%	2.7%	3.3%	4.2%
消費課税	4.8%	11.0%	10.4%	11.1%	13.0%	5.2%
資産課税	3.1%	4.3%	0.9%	6.1%	4.0%	2.7%
社会保険料(労)	3.0%	2.7%	6.1%	4.1%	2.7%	4.4%
社会保険料(使)	3.4%	3.6%	6.7%	11.0%	10.1%	4.6%
社会保険料(自営)	0.4%	0.2%	1.1%	1.2%	0.2%	1.1%
計(国民負担率)	27.6%	37.1%	39.0%	45.6%	49.0%	27.7%

すべての雇用者への社会保険適用を中心に企業の負担増をはかる

出所: 政府税調・専門家委員会資料より、連合経済政策局で作成



負担と給付の将来推計

○連合は、「新21世紀社会保障ビジョン」で、2025年の社会保障給付費について、総額165兆円（年金64兆円、医療57.5兆円、うち介護24兆円、子ども・子育て支援10兆円、その他の福祉が6兆円）と推計した。これを賄う社会保障の負担総額は163兆円で、社会保険料負担が83.7兆円、公費負担（国、地方負担）が79.5兆円程度と見込まれる。

	2006年：厚生労働省推計 ※注1		現在の社会保障給付費 ※注2	社会保障国民会議の推計	連合「新社会保障ビジョン」 ※注3
	2006年度	2025年度	2008年度	2025年度	2025年度
		Bケース（低目の成長）	現行の実績	B3シナリオ	成長率「慎重シナリオ」
A：社会保障給付費（兆円）	89.8	136	94.1	—	165
年金	47.4	62	49.5	—	64
うち基礎年金（最低保障年金）	19.4	28	19	28	24.2
医療	27.5	48	29.6	58.2	57.5
福祉等	14.9	27	12.6	—	40
うち介護	6.6	16	7	22	23.9
うち子ども・子育て			6		10
その他（雇用保険等）			2.4		3.1
◆社会保障給付費の対GDP比（A/F）	17.6%	20.3%	19.0%	—	26.4%
B：社会保障に関わる負担（兆円）	82.8	137	90.2		163
社会保険料負担（C）	54	86	57.5		83.7
公費負担（税負担：D）	28.8	51	32.7		79.5
E：国民所得（NI：兆円）	375	492	351.5	547	457
◆社会保障負担総額の負担率（B/E）	21.1%	27.8%	25.7%		35.7%
①社会保険料の負担率（C/E）	14.4%	17.5%	16.4%		18.3%
②租税負担率	24.2%	（30.4%）	24.3%		37.4%
国民負担率（①＋②）	38.6%	（47.8%）	40.7%		55.7%
◆国民負担率の対GDP比	28.3%	（35.2%）	28.9%		40.9%
F：国内総生産（GDP：兆円）	511	669	494.1	745	623

注1) 厚生労働省推計は2006年5月の推計。2025年度の保険料負担、公費負担の記載がないため、一定の前提で連合が推計した。

注2) 現行実績（2008年度）は、国立社会保障・人口問題研究所の「H20年社会保障給付費」調査による。

注3) 連合「新社会保障ビジョン」は、内閣府「経済財政の中長期試算」（2010年6月）の「慎重シナリオ」を前提に推計した。

○2010年度の日本のGDPに対する国民負担率は27.6%（租税負担率15.2%）で、欧米先進国の中では最も低い水準であるが、2025年度の国民負担率は41%程度となる見通しである。これは2007年のドイツ39.4%と同水準であり、一定の名目成長があれば、負担は十分に可能といえる。

